

## 第4節 化学物質関係

### (1) 化学物質管理制度

		化学物質排出把握管理促進法	埼玉県生活環境保全条例（県条例）
対象事業所	業種	製造業等24業種	
	従業員数	事業者として常時使用する従業員の数が21人以上	
	事業所ごとの年間取扱量等	特定第一種指定化学物質 第一種指定化学物質 特別要件施設 <sup>*29</sup> （量に関係なく届出）	0.5トン以上 1トン以上 0.5トン以上
対象化学物質 <sup>*28</sup>	第一種指定化学物質 515物質 (特定第一種指定化学物質を含む)		特定化学物質 663物質 <input type="radio"/> 第一種指定化学物質 515 (特定第一種指定化学物質を含む) <input type="radio"/> 第二種指定化学物質 134 <input type="radio"/> 県独自に定めた物質 14
届出（報告）内容	環境中への排出量、事業所外への移動量		取扱量（使用量、製造量、取り扱う量）
事業者による管理の改善や環境保全への取組	化学物質管理指針に基づく適正管理		特定化学物質管理指針に基づく適正管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正管理のための手順書<sup>*30</sup>の提出</li> <li>・環境負荷低減主任者の選任</li> </ul>

備考 政令及び県条例施行規則の改正により、平成22年度データ分から対象事業所の業種数と対象化学物質数が、県条例施行規則の改正により、平成26年度データ分から対象化学物質数が、政令及び県条例施行規則の改正により、令和5年度データ分から対象化学物質数が変わった。

\*28 第一種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量などから環境中に広く存在する化学物質。

特定第一種指定化学物質：第一種指定化学物質のうち、人に対して発がん性のある23物質。

第二種指定化学物質：人の健康や動植物に有害なおそれがある化学物質のうち、生産量が増加すれば環境中に広く存在すると見込まれる化学物質。

県独自に定めた物質：化学物質排出把握管理促進法の対象とならなかった物質で、県内の使用量が多いものや、内分泌かく乱作用の疑いのある物質など。

\*29 下水道終末処理施設、廃棄物処理施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設のこと。

\*30 各事業所における化学物質の適正管理体制や取扱方法などについて整理したもの。

## ア 化学物質の排出量、移動量及び取扱量の集計結果（令和5年度データ／令和6年度届出）

## (ア) 業種別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位：トン／年)

業種	化学物質排出把握管理促進法			県条例	
	件数	排出量*31	移動量*32	件数	取扱量*33
製造業	685	5,429	7,677	793	282,090
出版・印刷・同関連産業	49	③ 785	④ 532	53	5,329
化学工業	② 147	② 978	① 3,418	② 158	② 168,666
プラスチック製品製造業	④ 75	① 1,108	③ 544	④ 79	④ 20,738
鉄鋼業	18	89	② 1,770	18	10,085
非鉄金属製造業	34	50	38	35	⑤ 10,371
金属製品製造業	③ 113	④ 578	⑤ 233	③ 133	3,050
電気機械器具製造業	49	102	158	⑤ 58	③ 42,992
輸送用機械器具製造業	44	⑤ 388	103	57	1,612
燃料小売業	① 562	106	0	① 564	① 330,251
一般廃棄物*処理業(ごみ処分業に限る。)	⑤ 69	1	6	22	502
その他	92	263	233	79	6,759
合計	1,408	5,798	7,915	1,458	619,603

※ ○数字は、項目ごとの上位5番目までの順位を示す。

※ 当該集計委結果に用いている数値は、一部端数処理を行っているため、合計と一致しない場合がある。

\*31 事業所の生産工程などから排出ガスや排出水などに含まれて環境中に排出された量のことで、埼玉県では大気への排出が全体の95.9%を占める。

\*32 事業所から排出された廃棄物や下水道に放流された排出水の中に含まれている量のことで、埼玉県では廃棄物に含まれての移動が全体の99.1%を占める。

\*33 使用量（事業所において事業活動に伴い使用した量）、製造量（事業所において製造した量）、取り扱う量（事業者自らは使用せず、卸売り、小売り等をするために、事業所において貯蔵所や貯蔵容器に移し替える等して取り扱う量）の合計で、排出量や移動量の基礎になる量のこと。

## (イ) 物質別届出件数・排出量・移動量・取扱量

(単位：トン／年 排出量・移動量のダイオキシン類\*のみ g-TEQ/年)

物質名	化学物質排出把握管理促進法			県条例	
	件数	排出量	移動量	件数	取扱量
エチルベンゼン	④ 622	⑤ 253	197	④ 648	22,021
キシレン	② 745	③ 366	④ 270	① 794	② 70,057
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	115	④ 340	219	60	1,320
ヘキサメチレンテトラミン	9	0	③ 960	10	1,209
トルエン	① 751	① 3,245	① 1,990	② 791	① 168,947
ヘキサン	538	② 458	251	⑤ 553	④ 48,005
ベンゼン	⑤ 559	10	0	499	8,326
マンガン及びその化合物	106	27	② 1,590	53	7,340
テトラヒドロフラン	21	15	⑤ 255	28	629

物 質 名	化学物質排出把握管理促進法			県 条 例	
	件 数	排出量	移動量	件 数	取扱量
トリメチルベンゼン	③ 658	132	38	③ 676	③ 61,286
鉛及びその化合物	100	0	170	38	⑤ 34,874
ダイオキシン類	122	(3.8)	(76.3)	0	0

## (ウ) 大気への排出量 (上位5物質)

(単位：トン／年)

順位	物 賴 名	届出排出量
		(大気への排出量に占める割合%)
1	トルエン	3,245 (58.4)
2	ヘキサン	458 (8.2)
3	キシレン	366 (6.6)
4	ジクロロメタン (塩化メチレン)	340 (6.1)
5	エチルベンゼン	253 (4.5)

## (エ) 公用用水域\*への排出量 (上位5物質)

(単位：トン／年)

順位	物 賴 名	届出排出量
		(公用用水域への排出量に占める割合%)
1	ほう素化合物	90 (37.8)
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	70 (29.6)
3	亜鉛の水溶性化合物	28 (12.0)
4	マンガン及びその化合物	27 (11.2)
5	1,4-ジオキサン	4 (1.8)

## イ 化学物質排出把握管理促進法に基づく届出以外の化学物質排出量推計結果 (令和5年度データ／令和6年度推計)

届出によって把握される排出量の他に、対象業種でも届出対象とならない事業者や、建設業などのように対象でない事業者、自動車や二輪車などの移動体や家庭などからの排出があります。国は、これらからの排出量を都道府県別に推計し、集計しています。

## (ア) 総排出量 (届出排出量\*+届出外排出量)

(単位：トン／年)

届出排出量	届 出 外 排 出 量					総排出量
	対象業種	非対象業種	家 庭	移動体	届出外計	
5,798 (42.7%)	2,274 (16.8%)	1,469 (10.8%)	1,696 (12.5%)	2,337 (17.2%)	7,776 (57.3%)	13,574 (100%)

\* 当該集計委結果に用いている数値は、一部端数処理を行っているため、合計と一致しない場合がある。

## (イ) 移動体からの排出量（上位5物質）（単位：トン／年）

順位	物質名	排出量
1	トルエン	871
2	キシレン	501
3	ベンゼン	188
4	ヘキサン	169
5	ホルムアルデヒド	151

## (ウ) 家庭からの排出量（上位5物質）

（単位：トン／年）

順位	物質名	製品の例	排出量
1	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	台所用合成洗剤	564
2	ジクロロベンゼン	防虫剤、消臭剤	276
3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	洗濯用合成洗剤	233
4	2-アミノエタノール	合成洗剤、中和剤	119
5	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	シャンプー	115

## (2) 化学物質環境モニタリング調査（令和6年度）

工業団地周辺での環境リスク\*を把握するため、モニタリング調査を実施しています。

## ア 調査地域

川里工業団地（鴻巣市）

## イ 調査内容

調査地点：工業団地を囲む8地点及び工業団地の影響を受けにくいと考えられる1地点（対照地点）

調査方法：各調査地点において大気を年4回採取し、分析しました。

## ウ 調査結果（全4回調査の平均値）

## 川里工業団地

単位：(μg/m³)

調査対象物質\調査地点名	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	環境基準*
トルエン	66	59	94	54	31	23	21	28	16	—
キシレン	2.2	2.4	4.4	2.2	2.5	2.0	2.1	2.1	2.0	—
エチルベンゼン	1.9	2.4	5.1	2.1	2.4	1.8	1.9	1.9	1.7	—
ジクロロメタン	3.4	2.7	2.3	2.4	2.3	2.6	2.3	2.4	4.4	150

## (3) ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

## ア 特定施設\*設置状況

## (ア) 大気基準適用施設

(R7.3.31現在)

番号	施設の種類	施設数			事業所数		
		県	市	計	県	市	計
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	0	0	0	0	0	0
2	製鋼用電気炉	3	1	4	3	1	4
3	亜鉛回収施設	0	0	0	0	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	25	1	26	5	1	6
5	4t/時以上	35	27	62			
	2t/時以上4t/時未満	70	5	75			
	200kg/時以上2t/時未満	48	5	53			
	200kg/時未満	47	14	61			
	小計	200	51	251	118	33	151
合計		228	53	281	126	35	161

## (イ) 水質基準対象施設

(R7.3.31現在)

番号	施設の種類	施設数			事業場数		
		県	市	計	県	市	計
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0	0	0	0	0
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
4	アルミニウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
7	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
11	ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0

番号	施設の種類	施設数			事業場数		
		県	市	計	県	市	計
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
13	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	47	0	47	5	0	5
15	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			82	19	101
		灰の貯留施設			41	12	53
		小計			123	31	154
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0
17	フロン類*の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	4	2	0	2
18	下水道終末処理施設	10	0	10	10	0	10
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	0	1	0	0	0
合 計		185	31	216	68	14	82

\*「事業場数」については、ひとつの事業場に複数の種類の特定施設を有する場合は、その事業場の事業内容を最も反映する特定施設の区分に1事業場として計上。

#### (ウ) 立入検査数及び行政措置件数

(令和6年度)

	立入検査数		行政検査数		行政措置件数			
					命 令		行 政 指 導	
	県	市	県	市	県	市	県	市
大気基準適用施設	65	37	6	14	0	0	0	0
水質基準対象施設	19	5	4	0	0	0	3	0

#### イ 設置者による測定結果報告

##### (ア) 大気基準適用施設

(令和6年度)

施設の種類	報告施設数		測定結果（最小～最大） (ng-TEQ/m³N)	基準値を超えた施設数	
	県	市		県	市
製鋼用電気炉	3	1	0.0000055～0.57	0	0
アルミニウム合金製造施設	23	1	0.0000020～1.7	0	0
廃棄物焼却炉	144	39	0.0～4.3	0	0
合 計	170	41		0	0

## (イ) ばいじん及び燃え殻

(令和6年度)

項目	報告施設数		測定結果（最小～最大） (ng-TEQ/g)	基準値を超えた施設数	
	県	市		県	市
ばいじん	136	32	0.0～50	14	0
燃え殻	126	32	0.0～1.1	0	0
合計	262	64		14	0

※1 市とは、さいたま市、川越市、川口市、所沢市及び越谷市をいう。

※2 ばいじん及び燃え殻をともに報告している場合、1施設として計上しているため、合計は一致しない。

## (ウ) 水質基準適用事業場数

(令和6年度)

特定施設	報告事業場数		測定結果 (pg-TEQ/L) (最小～最大)	基準値を超えた事業場数	
	県	市		県	市
廃棄物焼却炉に係る施設	3	5	0.000030～0.64	0	0
フロン類の破壊施設	1	0	0	0	0
下水道終末処理施設	11	0	0.000054～0.11	0	0
合計	15	5	—	0	0

## (エ) 水質基準適用事業場に適用される基準値

特定施設	排出基準(pg-TEQ/L)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10 ※基準は同じ
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び排ガス洗浄施設	
廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	
フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工事又は事業場から排出される水の処理施設	

県内に所在する特定施設に係るもののみを記載した。

## (4) 特定有害物質及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る土壤の汚染状態の基準(土壤汚染対策法)

特定有害物質の種類		<地下水の摂取などによるリスク> 土壤溶出量基準	<直接摂取によるリスク> 土壤含有量基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	
	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	トリクロロエチレン*	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること	土壤1kgにつきカドミウム45mg以下であること
	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壤1kgにつき六価クロム250mg以下であること
	シアノ化合物	検液中にシアノが検出されないこと	土壤1kgにつき遊離シアノ50mg以下であること
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壤1kgにつき水銀15mg以下であること
	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壤1kgにつきセレン150mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壤1kgにつき鉛150mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壤1kgにつき砒素150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壤1kgにつきふっ素4,000mg以下であること
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること	土壤1kgにつきほう素4,000mg以下であること
	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)*	検液中に検出されないこと	
有機りん化合物	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

## 備考

- 1 土壌溶出量基準は26の特定有害物質すべてについて、土壤含有量基準は「第二種特定有害物質」の9物質に限り定められている。
- 2 土壌溶出量基準は、「土壤の汚染に係る環境基準」の表の「環境上の条件」の欄の検液中濃度に係る値と同じ値になっている。
- 3 埼玉県生活環境保全条例に基づく土壤の汚染に係る基準についても、上と同じである。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

## (5) 農用地の土壤汚染状況調査の分析測定結果

調査年度	調査地点の分析測定結果												
	土壤中（乾物）								玄米中（現物）				
	銅（基準値125mg/kg）				砒素（基準値15mg/kg）				カドミウム（基準値0.4mg/kg）				
	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	最高	最低	平均	調査地点	
一巡回	S 54~57 (全県)	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡回	S 59~62 (全県)	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡回	H 元~4 (全県)	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡回	H 6~9 (全県)	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡回	H 11~14 (全県)	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡回	H 16~19 (全県)	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡回	H 21~24 (全県)	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	43
八巡回	H 26~29 (全県)	25.5	0.1	9.1	118	10.5	0.2	2.5	118	0.29	tr	0.05	31
九巡回	R 元~4 (全県)	24.4	0.1	9.1	109	10.1	0.1	1.9	109	0.23	0.02	0.09	37
十巡回	R 6 (全県)	22.1	1.1	12.3	21	5.7	0.4	2.4	21	0.02	tr	0.01	8

※ 県農業技術研究センターの分析測定結果で、昭和58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年、令和5年は各調査巡の取りまとめ年である。

nd : 検出限界以下 tr : 極微量検出

## (6) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

## 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	砒素	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	総水銀	0.0005mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	アルキル水銀	検出されないこと。
六価クロム	0.02mg/L以下	PCB	検出されないこと。

項目	基準値	項目	基準値
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		
達成期間	該当水域		
直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。	全公共用水域		

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表1の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

## (7) 公共用水域における健康項目\*の環境基準非達成の状況

(令和6年度)

河川名	地点名(所在地)	項目名	総検体数	基準値超過検体数	最大値	平均値	環境基準値
	非達成地点なし						

## (8) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	四塩化炭素	0.002mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
PCB	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		

項目	基準値	項目	基準値
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下		

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、平成9年3月13日環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

## (9) 地下水水質概況調査結果

## ア 項目別検出状況

項目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率 (%)
カドミウム	86	0	100
全シアン	86	0	100
鉛	86	1	99
六価クロム	86	0	100
砒素	86	1	99
総水銀	86	0	100
アルキル水銀	12	0	100
PCB	86	0	100
ジクロロメタン	86	0	100
四塩化炭素	86	0	100
クロロエチレン	86	0	100
1, 2-ジクロロエタン	86	0	100
1, 1-ジクロロエチレン	86	0	100
1, 2-ジクロロエチレン	86	1	99
1, 1, 1-トリクロロエタン	86	0	100

※1 地点数には政令市等を含む。

※2 PFOS及びPFOAについては指針値（50ng/L以下）

※3 PFOS及びPFOAは令和2年5月に指針値（暫定）として50ng/L以下が設定され、令和7年6月に指針値に改正されている。

(令和6年度)

項目	調査地点数	基準超過地点数	基準適合率 (%)
1, 1, 2-トリクロロエタン	86	0	100
トリクロロエチレン	86	1	99
テトラクロロエチレン	86	0	100
1, 3-ジクロロプロペン	86	0	100
チウラム	86	0	100
シマジン	86	0	100
チオベンカルブ	86	0	100
ベンゼン	86	0	100
セレン	86	0	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	86	4	95
ふつ素	86	0	100
ほう素	86	0	100
1, 4-ジオキサン	86	0	100
PFOS及びPFOA*	44	1	98

## イ 環境基準・指針値超過地点

(令和6年度)

項目	地點	濃度 (mg/L)	基準値 (mg/L)
鉛	1	0.062	0.01以下
砒素	1	0.013	0.01以下
1,2-ジクロロエチレン	1	0.068	0.04以下
トリクロロエチレン	1	0.024	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	13~20	10以下
項目	地點	濃度 (ng/L)	指針値 (暫定) (ng/L)
PFOS及びPFOA	1	51	50以下

## ウ 調査地点数及び環境基準・指針値適合割合

年度	調査市町村数	調査地点数 (井戸本数)	適合地点数 (井戸本数)	適合地点数の割合 (%)
令和6年度	46	86	78	90.7

※市町村数及び地点数は政令市等を含む

## (10) ダイオキシン類に係る環境基準

大 気	水 質	土 壤	河 川 底 質*
年間平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	年間平均値が1 pg-TEQ/L以下	1,000pg-TEQ/g以下	150pg-TEQ/g以下

## (11) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果

## ア 大気（令和6年度）

環境基準：年間平均値0.6 [pg-TEQ/m<sup>3</sup>] 以下

地域分類	調査機関	調査地點	調査結果 [pg-TEQ/m <sup>3</sup> ]				
			第1回 5/21～5/28 <sup>*34</sup>	第2回 7/9～7/16 <sup>*34</sup>	第3回 10/8～10/15 <sup>*34</sup>	第4回 1/7～1/14 <sup>*34</sup>	平均値
一般環境 (9地点)	埼玉県	八潮局（八潮市水道部）	0.011	0.013	0.0085	0.023	0.014
		日高局（高麗川南公民館）	—	0.0051	—	0.0044	0.0048
		久喜局（久喜南中学校）	0.0074	0.013	0.0078	0.055	0.021
		鴻巣局（鴻巣市役所）	—	0.0089	—	0.023	0.016
		本庄児玉局（児玉小学校）	—	0.0044	—	0.0072	0.0058
		秩父局（秩父農林振興センター）	—	0.0030	—	0.0035	0.0033
	さいたま市	さいたま市役所局	0.0051	0.0074	0.0091	0.012	0.0084
	川越市	川越市川越局	0.0068	0.010	0.0053	0.015	0.0093
	所沢市	所沢市東所沢局	0.0084	0.012	0.0073	0.014	0.010
一般環境平均							0.010
沿道 (1地点)	埼玉県	戸田美女木自排局（西部福祉センター）	—	0.0080	—	0.0055	0.0068
	沿道平均						0.0068
全 地 点 平 均							0.0099

\*34 川越市は、第1回：5/22（水）～5/29（水）、第2回：7/10（水）～7/17（水）、第3回：10/9（水）～10/17（木）、第4回：1/8（水）～1/15（水）  
所沢市は、第3回：10/1（火）～10/8（火）

## イ 公共用水域（河川水質・河川底質）におけるダイオキシン類常時監視結果（令和6年度）

水質環境基準：年間平均値1[pg-TEQ/L]以下、底質環境基準：150[pg-TEQ/g]以下

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関	
					河川水質 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]		
					測定値	年平均値			
3	荒川	治水橋	基	R6. 5. 17	0.28	0.28	0.72	国土交通省	
4		開平橋	基	R6. 5. 17	0.24	0.24	—		
10	芝川	八丁橋	基	R6. 10. 17	0.68	0.68	10	さいたま市	
11		境橋		R6. 10. 17	0.13	0.13	2.1		
12	新芝川	山王橋	基	R6. 10. 30	0.85	0.62	17	川口市	
				R7. 1. 14	0.38		—		
18	鴨川	中土手橋	基	R6. 10. 18	0.19	0.19	0.66	さいたま市	
22	入間川	初雁橋		R6. 10. 17	0.051	0.051	0.95	川越市	
27	越辺川	今川橋	基	R6. 10. 18	0.035	0.035	1.2	埼玉県	
38	市野川	徒歩橋	基	R6. 10. 18	0.26	0.26	2.4	埼玉県	
45	中川	潮止橋		R6. 5. 27	1.8	1.1	—	国土交通省	
				R6. 12. 17	0.39		—		
52	綾瀬川	内匠橋	基	R6. 5. 28	1.8	1.2	3.3	国土交通省	
				R6. 12. 18	0.56		—		
53		手代橋		R6. 5. 28	2.7	1.8	—		
				R6. 12. 18	0.87		—		
54		槐戸橋		R6. 5. 28	3.1	1.3	—		
				R6. 7. 12	0.97		—		
				R6. 10. 22	0.55		—		
				R6. 12. 18	0.56		—		
55		瞬橋	基	R6. 10. 31	1.3	1.3	17	さいたま市	
56	伝右川	伝右橋		R6. 4. 26	0.62	0.55	—	埼玉県	
				R6. 7. 22	0.69		—		
				R6. 10. 16	0.59		110		
				R7. 1. 14	0.31		—		
57	吉綾瀬川	綾瀬川合流点前	基	R6. 10. 16	0.59	0.59	—	埼玉県	
60	元荒川	中島橋	基	R6. 11. 6	0.42	0.42	1.2	越谷市	

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関	
					河川水質 [pg-TEQ/L]		河川底質 [pg-TEQ/g]		
					測定値	年平均値			
64	新方川	昭和橋	基	R6. 5.24	2.8	1.6	—	越谷市	
				R6. 7.22	2.6		—		
				R6. 11. 6	0.72		7.4		
				R6. 1.22	0.37		—		
65	大落吉利根川	ふれあい橋	基	R6. 5.24	0.70	0.74	—	越谷市	
				R6. 7.22	0.65		—		
				R6. 11. 6	1.3		3.6		
				R7. 1.22	0.31		—		
68	新河岸川	笹目橋	基	R6. 10.18	0.14	0.14	1.6	埼玉県	
70		旭橋		R6. 10.17	0.11	0.11	15	川越市	
77	不老川	不老橋	基	R6. 10.17	0.037	0.037	1.4	川越市	
79	利根川	栗橋	基	R6. 5.28	0.20	0.20	—	国土交通省	
88	小山川	新明橋	基	R6. 10.17	0.11	0.11	1.3	埼玉県	
92	元小山川	新泉橋	基	R6. 10.17	0.33	0.33	—	埼玉県	
A	綾瀬川	綾瀬川橋		R6. 5.24	2.2	1.1	—	越谷市	
				R6. 7.22	1.4		—		
				R6. 11. 6	0.47		3.0		
				R7. 1.22	0.51		—		
C	綾瀬川	新竪子橋		R6. 10.31	0.77	0.77	32	さいたま市	
D		関橋		R6. 10.17	0.50	0.50	5.7		
E		上綾瀬橋		R6. 4.26	0.61	1.6	—	埼玉県	
				R6. 7.22	2.5		—		
				R6. 10.17	2.9		—		
				R7. 1.14	0.23		—		
F	古綾瀬川	松江新橋		R6. 4.26	0.75	0.65	—		
				R6. 7.22	0.96		—		
				R6. 10.16	0.59		13		
				R7. 1.14	0.28		—		

NO.	河川名	調査地点	備考	採取日	調査結果			調査機関	
					河川水質 [pg-TEQ/L]	年平均値	河川底質 [pg-TEQ/g]		
					測定値				
G	古綾瀬川	弁天橋		R6. 4. 26	0.55	0.54	—	埼玉県	
				R6. 7. 22	0.92		—		
				R6. 10. 16	0.24		4.1		
				R7. 1. 14	0.45		—		
H	柳瀬川	清柳橋		R6. 11. 25	0.063	0.063	0.46	所沢市	
I	不老川	金井沢橋		R6. 11. 25	0.10	0.10	4.7	所沢市	
L 1	神流川	下久保ダム貯水池(神流湖)	基	R6. 5. 28	0.067	0.067	1.4	国土交通省	
					最小値	0.035	0.46		
					最大値	1.8	110		

※1 NO.欄の数字は、令和6年度公共用水域水質測定計画の測定地点番号です。アルファベットは、同測定計画にない地点であることを示します。

※2 備考欄の「基」は、環境基準点であることを示しています。

#### ウ 地下水常時監視結果（令和6年度）

環境基準：1 pg-TEQ/L以下

No.	調査機関	調査地點		採取日	調査結果 [pg-TEQ/L]
1	埼玉県	加須市	睦町	R6. 10. 17	0.015
2		深谷市	後榛沢	R6. 7. 25	0.020
3		吉川市	川野	R6. 7. 31	0.015
4		毛呂山町	小田谷	R6. 8. 6	0.016
5	さいたま市	さいたま市	西区飯田新田	R6. 7. 18	0.064
6	川越市	川越市	南大塚	R6. 10. 17	0.032
7	川口市	川口市	川口	R6. 5. 28	0.067
8	越谷市	越谷市	谷中町	R6. 11. 26	0.018
9	所沢市	所沢市	下富	R6. 11. 12	0.058

## 工 土壌常時監視結果（令和6年度）

環境基準：1000pg-TEQ/g以下

No.	調査機関	調査地点	採取日	調査結果 [pg-TEQ/g]
1	さいたま市	さいたま市 緑区芝原	R6. 10. 18	11
2	川越市	川越市 古谷上	R6. 12. 11	6.6
3			R6. 12. 11	0.99
4	川口市	川口市 前川	R6. 12. 10	0.20
5	越谷市	越谷市 向畠	R6. 11. 25	0.66
6	所沢市	所沢市 北秋津	R6. 11. 12	7.0
7			R6. 11. 12	16
8	行田市	行田市 荒木	R6. 8. 23	2.3
9			R6. 8. 23	1.5
10			R6. 8. 23	9.3
11	飯能市	飯能市 双柳	R6. 10. 25	2.6
12			R6. 10. 25	1.2
13			R6. 10. 25	2.7
14			R6. 10. 25	3.6
15			R6. 10. 25	0.15
16	羽生市	羽生市 上岩瀬	R6. 10. 4	0.28
17			R6. 10. 4	7.6
18			R6. 10. 4	0.0083
19	三郷市	三郷市 半田	R6. 10. 23	0.88
20			R6. 10. 23	0.27
21			R6. 10. 23	0.54
22	坂戸市	坂戸市 石井	R6. 8. 20	13
23			R6. 8. 20	4.9
24	ふじみ野市	ふじみ野市 駒林	R7. 1. 20	5.7
25			R7. 1. 20	7.4
26			R7. 1. 20	3.2
27			R7. 1. 20	100